

岐阜県公報

第千九百五十四号
平成二十年六月十日
(火曜日)

目次

教育委員会規則

○岐阜県教育委員会指導が不適切な教員の認定等に関する規則

(教職員課) 四一八^{ページ}

告示

○医療扶助のための施設担当機関の指定

○第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更

○電線共同溝整備道路の指定

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

○急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

教育委員会告示

○博物館の登録

選挙管理委員会告示

○個人演説会等を開催することができる施設の指定等

○農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定

公示

○落札者等に関する公示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(防災課) 四二四
(環境生活政策課) 四二五
(同) 四二五
(商業流通課) 四二六

○土地改良事業計画の変更の適当の決定

(農地計画課) 四二七

教育委員会規則

岐阜県教育委員会指導が不適切な教員の認定等に関する規則をここに公布する。

平成二十年六月十日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第十一号

岐阜県教育委員会指導が不適切な教員の認定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。)第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切な教員の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「教員」とは、岐阜県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び講師(条件附採用期間中の者、臨時的に任用された者及び非常勤の者を除く。)をいう。

2 この規則において「指導が不適切な教員」とは、精神疾患その他の心身の故障以外の理由により、知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質能力を欠くため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教員のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者をいう。

(指導が不適切な教員の認定の申請)

第三条 県立学校の校長は、指導が不適切な教員に該当すると判断する教員があるときは、県教育委員会に対し、当該教員について、指導が不適切な教員である旨の認定の申請を行うものとする。

2 市町村立学校(市町村の組合立の学校を含む。)の校長は、指導が不適切な教員に該当すると判断する教員があるときは、当該市町村教育委員会(市町村の組合の教育委員会を含む。以下同じ。)に対し、当該教員について、指導が不適切な教員である旨の報告を行うものとする。

3 前項の報告を受けた市町村教育委員会は、当該教員が指導が不適切な教員に該当すると判断するときは、県教育委員会に対し、当該教員について、指導が不適切な教員である旨の認定の申請を行うものとする。

(事実の確認)

第四条 県教育委員会は、前条第一項又は第三項の申請があった場合には、次の方法により、事実を確認するものとする。

- 一 学校での指導の実態、児童等、保護者等からの苦情等の調査
- 二 校長等に対する事情聴取
- 三 その他県教育委員会が適当と認める方法

(指導が不適切な教員の認定)

第五条 前条の規定により事実の確認を行った県教育委員会は、指導が不適切な教員であるか否かの認定を行うものとする。

2 県教育委員会は、前項の認定を行おうとするときは、第七条に規定する岐阜県資質向上評価委員会の意見を聴くとともに、当該教員に対し書面又は口頭により意見を陳述する機会を付与しなければならない。

3 県教育委員会は、第一項の認定をしたときは、第三条第一項又は第三項の申請をした者及び当該教員に対し、その旨を通知するものとする。

(準用)

第六条 前条第二項及び第三項の規定は、法第二十五条の二第四項の規定による指導改善研修を受けた教員の指導の改善の程度の認定について準用する。

(岐阜県資質向上評価委員会)

第七条 県教育委員会は、次の各号に掲げる事項について意見を聴くため、岐阜県資質向上評価委員会を設置するものとする。

一 指導が不適切な教員であるか否かの認定に関すること。

二 法第二十五条の二第四項の規定による指導改善研修を受けた教員の指導の改善の程度の認定に関すること。

三 その他指導が不適切な教員に対する必要な措置に関すること。

2 岐阜県資質向上評価委員会の委員(以下「評価委員」という。)は、法第二十五条の二第五項に規定する者その他適当と認められる者のうちから、県教育委員会が任命する。

3 評価委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様

告 示

とする。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県告示第二百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 開 設 者 所 在 地 指 定 年 月 日

カワノ接骨院 川野篤司 美濃市広岡町二五六四―一二 平成二〇・四・一

あい整骨院 水野俊二
土地岐市妻木町一九六二番 同

岐阜県告示第三百九十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、第五種共同漁業權遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

漁業権者の 名称及び住 所	郡上漁業協 同組合八幡 郡有市八幡 町有坂一二 三八番地	内共第十 六号	変 更 の 内 容	遊漁規則 施行の日
漁業権の 免許番号	内共第十 六号	一 禁止区域の新設		平成二〇 ・五・二
	区域	期間	魚種	
	相谷川の本川及び 支派川全域	一月一日か 三月三十一日 まで	全魚種	
	二 現場加算料の額の変更			
	魚種	額		
	あゆ	二、〇〇〇円		
	三 減免対象者の遊漁料の額の変更			
	区分	魚種	額	
	心身障害者 (身体障害者 手帳又は療育 手帳の所持者、 満七十歳以上 の者)	雑魚	日	五〇〇円
	現場加算料の額の変更		額	
	魚種	額		
	あゆ	二、〇〇〇円		
	雑魚	一、〇〇〇円		
	一 禁止区域の変更 (解除)			
	区域			
	白川の中津川市加子母字二渡、瀬の島橋上流 端から上流三百メートルの間の区域			
	(新設)			
	区域	期間	魚種	
	内共第三 十号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			
	内共第二 十九号			
	内共第二 十六号			
	内共第二 十七号			
	内共第二 十八号			</

[illegible]

宮川下流漁業協同組合 飛騨市宮川 町林一四五 番地		丹生川漁業協同組合 高山市丹生 協山市二 川町坊方 〇〇番地	
内共第四号 内共第四号 内共第四号		内共第四号 内共第四号 内共第四号	
区分 中学生以下 高校生	魚種 あゆ 雑魚	額 無料 年三、〇〇〇円	心身障害者（身体障害者手帳三級以上、又は療育手帳所持者）、満年齢七十五歳以上
三 現場加算料の額の変更	魚種 あゆ 雑魚	額 三、〇〇〇円 一、五〇〇円	現場加算料の額の変更
一 禁止区域の新設	区域 期間 魚種	額 一月一日から十二月三十一日まで 全魚種	二 現場加算料の額の変更
一 禁止区域の変更 （解除）	魚種 額	額 二、〇〇〇円	荒城川の柏原、柏原橋上流端から不動橋下流端までの二百五十メートルの間の区域
平成二〇一一年		平成二〇一二年	

(新設)				
区域		期間	魚種	
荒城川の折敷地、住吉橋上流端から上流五十メートル及び下流五十メートルの合計二百五十メートルの間の区域		一月一日から十二月三十一日まで	全魚種	
		二 現場加算料の額の変更		
あゆ	魚種	額	一、五〇〇円	

岐阜県告示第三百九十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	予定延長 (メートル)	指定の 部分	備 考
県道	岐阜 山線	岐阜市早田池ノ上添一二二番二から 同 市島栄町一丁目一二番地 先まで	三〇・〇	上下線	

岐阜県告示第三百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区	域
土橋北	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すのとおりとする。） 瑞浪市大湫町 字深山 一〇三二番一 一号 一〇三三番一 二号 一三九番一 三号 字土橋 一四〇番一 四号 一四〇番六 五号 一二二番九 六号 一三八番七 七号 一三八番一 八号	
土橋西	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すのとおりとする。） 瑞浪市大湫町 字土橋 一二六番 一号 一二三番 二号、三号及び四号 一二四番二 五号 一二二番 六号及び七号 一二二番四 八号	
横腰	次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すのとおりとする。） 関市上之保 字上横腰 一四二一四番地先水路敷 一号 一四二九四番 二号 一四二七〇番一 三号 一四二七五番一 十号	

一四二〇四番	十一号
一四二一六番一	地先水路敷 十二号
字仲横腰 一四〇六一番	四号
字保木平 一四〇四二番	五号
字保木口 一四〇三一番	六号
字下横腰 一四〇九四番二	七号
一四一一三番地先水路敷	八号
一四二二五番一	九号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、関係土木事務所及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十六年岐阜県告示第八十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

表宮之前の項を次のように改める。

区域名	区	域
宮ノ前	次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すのとおりとする。） 不破郡垂井町岩手字宮ノ前一三六六の一、一三六六の三、垂井町大石字西山二一七二の一、二一七三の一・二一七三の二・二一七六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字津杭一〇一七の一、一〇二〇（次の図に示す部分に限る。）、一〇二一、一〇二二 不破郡垂井町岩手 字宮ノ前 一三二九番一 一号及び二号 一三三五番一 三号 一三五六番 四号及び五号 一三五九番一 六号 一三六四番一 七号	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）		岐阜県告示第三百九十九号		急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十五年岐阜県告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。		平成二十年六月十日		岐阜県知事 古 田 肇		表中組の項を削り、同表北庄の項を次のように改める。		<table><tr><th>区域名</th><th>区</th><th>域</th></tr><tr><td>北 庄</td><td>次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 大垣市上石津町上 字北庄 一一九二番 一号 一一八六番 二 号 一一七三番 三 号 一一八七番 二 十号 七二八番 四 号 七三七番 五 号 七四五番 六 号 七五八番 二 七 号 八五一番 一 八 号</td><td></td></tr></table>	区域名	区	域	北 庄	次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 大垣市上石津町上 字北庄 一一九二番 一号 一一八六番 二 号 一一七三番 三 号 一一八七番 二 十号 七二八番 四 号 七三七番 五 号 七四五番 六 号 七五八番 二 七 号 八五一番 一 八 号	
区域名	区	域																
北 庄	次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 大垣市上石津町上 字北庄 一一九二番 一号 一一八六番 二 号 一一七三番 三 号 一一八七番 二 十号 七二八番 四 号 七三七番 五 号 七四五番 六 号 七五八番 二 七 号 八五一番 一 八 号																	
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）		八七八番 九号		一一三六番 三 九号 一一三八番 一 十号及び十一号 一一三七番 一 十二号 一一三七番 一 十五号 一一〇八番 一 十六号 三六二三番 十三号 三六二二番 二 十四号		大石 字西山 二二七六番 一 八号												

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）		八七八番 九号		教育委員会告示		岐阜県教育委員会告示第五号		博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に規定する博物館として、平成二十年五月二十一日次のとおり登録したので、博物館の登録に関する規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号）第六条第一号の規定により告示する。		平成二十年六月十日		岐阜県教育委員会 委員長 田 島 一 男		<table><tr><th>施設名</th><th>所 在 地</th><th>設置者</th></tr><tr><td>中津川市鉱物博物館</td><td>岐阜県中津川市苗木六三九―一五</td><td>中津川市</td></tr></table>		施設名	所 在 地	設置者	中津川市鉱物博物館	岐阜県中津川市苗木六三九―一五	中津川市
施設名	所 在 地	設置者																			
中津川市鉱物博物館	岐阜県中津川市苗木六三九―一五	中津川市																			
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）		教育委員会告示		岐阜県選挙管理委員会告示第四十六号		公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。		平成二十年六月十日		岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利 幸											

1 指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
美濃加茂市	美濃加茂市山之上コミュニティセンター	美濃加茂市山之上町3457番地1	100人
下呂市	下呂市金山市民会館大集会室	下呂市金山町金山2294番地	300人

2 指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
瑞浪市	共同福祉施設	瑞浪市寺河戸町1149番地の1

岐阜県選挙管理委員会

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人候補会を開催することがある施設の指定等について、次のとおり報告があったのでその旨を公表。

平成二十年六月十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
多治見市	笠原消防会館3階大会議室	多治見市笠原町字古御所2081番地の1	300人

2 名称を変更した施設

市町村名	変更後の名 称	変更前の名 称
------	---------	---------

多治見市 住民交流の家

多治見市京町児童館

3 指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
多治見市	多治見市南郷農業研修センター	多治見市大藪町849番地の1
羽 島 市	羽島市文化センター・大ホール・小ホール・401大会議室	羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地
	羽島市民会館・ホール・第一会議室	羽島市福寿町浅平3丁目25番地
	はしまコミュニティホール	羽島市下中町城屋敷318番地1
	正木町集会所	羽島市正木町坂丸4丁目54番地2
	福寿町集会所	羽島市福寿町本郷909番地2
	壱津町集会所	羽島市壱津町593番地1
	足近農業センター集会所	羽島市足近町7丁目66番地
	下中農業センター集会所	羽島市下中町城屋敷318番地1
	桑原農業センター集会所	羽島市桑原町大須377番地2

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県防災ヘリコプター「若鷗Ⅱ」の部品 63個
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都港区芝公園2丁目4番1号
三井物産エアロスペース株式会社
代表取締役社長 田中 幸弘
- 6 契約金額 51,924,652円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県防災課
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年五月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スポーツクラブリヴェン大垣
- 三 代 表 者 の 氏 名 田中 雅義
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市上屋一丁目一九三番地五
- 五 定款に記載された目的 この法人は地域で暮らす人々に対して、スポーツを通じて、生涯健康的な生活ができるよう、また誇りを持って地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

する。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年五月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人手をつなぐ女たちの会
- 三 代 表 者 の 氏 名 片桐 妙子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県関市前山町二〇番二号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、DV当事者女性に対して、支援に関する事業を行い、女性や子どもなど弱い立場にある者への差別や暴力のない社会の構築に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年五月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いけだスポーツクラブ
- 三 代 表 者 の 氏 名 栗原 宏
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡池田町小寺七二番地の一 池田町総合体育館内

五 定款に記載された目的 この法人は、運動・スポーツ活動の振興に関する事業

を行い、地域の活性化を図るとともに、会員並びに地域住民の健全な心身の育成に寄与することを目的とする。

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年六月十日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー土岐肥田店

土岐市肥田町肥田字前田二七〇二 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年六月十日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ユニー瑞浪店

瑞浪市薬師町二丁目七二番地 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年六月十日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー養老店

岐阜県養老郡養老町高田字初花二一九二番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年六月十日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

アピタ美濃加茂店

美濃加茂市野笹二丁目字紙屋上四一六番 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

○土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
郡上市	向鷺見地区	郡上市役所	平成二〇・六・一〇から 同七・一八まで

平成二十年六月十日印刷
平成二十年六月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県岐阜市
飯尾文芸社